ジャーナリズム史Ⅱ　2013
第1回(10/1)

新聞学科　鈴木雄雅

授業日程

- **10月=1**日 8日 15日 22日 29日
- **11月=5**日 12日 19日 26日
- **12月=10**日 17日
- **1月=7**日 14日 21日 28日(試験)

ジャーナリズムと戦争を考える

- 5月のジャーナリズム
  5月15日
- 6月のジャーナリズム：
  - 6月4日、6日、23日
- 7月のジャーナリズム
  - 7月7日
- 8月のジャーナリズム
  - 8月6日、9日、15日、17日
- 9月のジャーナリズム
  - 9月2日、11日、18日
- 10月のジャーナリズム
  - 10月21日
- 12月のジャーナリズム
  - 12月8日、23日
- 2月のジャーナリズム
  - 2月26日

明治～昭和　　言論出版弾圧政策について

1868	明元	太政官布告	全ての出版、新聞が許可制となる
1869	明2	出版条例	行政非難などの禁止、検印制定
1871	明4	新聞紙条例	匿名記事の禁止など
1875	明8	讒謗律	名誉毀損
		改正新聞紙条例	新聞発行の停止、差し押さえを可能に
1880	明13	集会条例	警察による集会の規制
1887	明20	保安条例	危険人物を東京から追放
1893	明26	出版法	書籍の内容による発禁、差し押さえ
1894	明27	日清戦争	
1900	明33	治安警察法	集会・結社・言論の自由を制限
		行政執行法	警察による検束
1904～05	明37～38	日露戦争	
1909	明42	新聞紙法	新聞・雑誌の内容による発禁、差し押さえ
1914	大3	※海軍省、陸軍省が新聞記事掲載のガイドライン、検閲を発表	
1925	大15/昭元	治安維持法	左翼の取り締まり
1938	昭13	国家総動員法	あらゆる経済統制、言論統制
1941	昭16	新聞紙等掲載制限令	官庁の秘密、軍機の掲載禁止などを規定

新聞紙条例：M8(1875)~M42(1909)→新聞紙法

- 反政府的言論活動を封ずることを 目的
- 新聞紙条目から新聞以外の雑誌・雑報にまで広げた
- 発行を許可制とした。
- 違反の罰金・懲役を明確に定めた。
- 社主、編集者、印刷者の権限・責任を個別に明示し、違反時の罰則を定めた。
- 同時発布の讒謗律との関係を明示した。
- 記事には筆写の住所・氏名を明記することを原則とした。
- 筆名を禁止した。
- 掲載記事に対する弁明・反論・訂正要求が寄せられた場合の次号での掲載を義務づけた。
- 犯罪（当時の法律下での犯罪）を庇う記事を禁じた。
- 政府の変壊・国家の転覆を論じる記事、人を教唆・扇動する記事の掲載を禁じた。
- 裁判の公判前の記事および審判の議事の掲載を禁じ、重罰を定めた。
- 官庁の許可のない建白書の掲載を禁じた。

ブックレポート　指定図書
提出は随時。**A4**（うらおもて）**1**枚以内（ペーパーです。添付メールは不可）

■　土屋礼子編著『近代日本メディア人物誌—創始者・経営者(編)』(2009)
■　朝日新聞「検証・昭和報道」取材班『新聞と「昭和」』（朝日新聞社、2010）
■　朝日新聞「新聞と戦争」取材班『 新聞と戦争』（朝日新聞社、2008）
■　小糸忠吾『新聞の歴史』（新潮社選書、1992）
■　 木下和寛『メディアは戦争とどうかかわってきたか』朝日選書778 2005
■　佐藤卓己『八月十五日の神話—終戦記念日のメディア学』（ちくま新書、2005）
■　 佐藤卓己『テレビ的教養』（NTT出版、2008））
■　佐藤卓己『輿論（よろん）と世論（せろん）—日本的民意の系譜学』（新潮選書、2008）